

# 令和4年度 田原本町社会福祉協議会事業計画

## [I] 基本方針

超高齢社会の進展や人口減少など社会状況の変化とともに、人々の生活様式や価値観の多様化が大きく進んで行く一方において、家族や地域におけるつながりや支え合う力のぜい弱化が危惧されています。加えて、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大により、今もなお人々の活動や生活環境への制約が続くなど、個人や世帯が抱える福祉的課題はより複雑化しています。

社会福祉協議会では引き続き感染症対策を十分に講じ、地域住民や関係機関とともに支え合い助け合える地域福祉のネットワークの強化・構築を図りながら、コロナ禍において生活に困窮されている方々からの相談に丁寧に対応し、新たなつながりが生まれ、深まるような支援の充実に努めます。

また令和4年度は、第2期田原本町地域福祉活動計画の策定にあたる年として、これまでの進捗状況の確認と検証を行いながら、計画の改善とさらなる内容充実に取り組みます。

“住民と共に歩む社協”として、地域に密着した身近な立場で様々な支援や体制づくりに努めるとともに、世代や分野を超えて人と人、人と資源とがつながることができる「地域共生社会」の実現にむけて、次の諸施策・事業を実施します。

### 事業の組み立て

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 生活支援事業の推進
- (3) ふれあいセンターの管理運営
- (4) 事務局運営の充実強化
- (5) 専門職の派遣による福祉施策の充実

## [II] 重点推進項目 【表記：◇各施策・事業名、〔 〕実施時期等】

### (1) 地域福祉活動の推進

誰もが安心・安全な日常生活を送れるよう、身近な生活圏域（自治会～小学校区など）において、住民一人ひとりが福祉への関心と理解を深めながら、世代や分野を超えたつながりや活動が活発に展開される基盤整備を図ります。

またコロナ禍により、活動を一時的に休止している地域に対して、つながりを絶やさないための取り組みや活動の再開にむけて支援します。

### ● 地域での「支え合い・助け合い」活動の推進

施策・事業	◇地域のつながり強化支援－重層的支援体制整備事業への移行準備事業（町委託事業）－職員が積極的に地域に出向き、町が実施する関連施策と連携しながら、社会的孤立の解消への取り組みや、「支援する側・される側」といった従来の関係を超えた住民主体の地域づくりを支援します。
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援ニーズ、潜在的課題の把握と共有 地域活動等の中から把握したニーズや潜在化している課題を、地域住民と共有し社会的な課題として捉えなおすことで、住民主体の地域づくりに反映します。</li> </ul> <p>◇災害時の支援協力体制の強化</p> <p>町との協定に基づき設置する「災害ボランティアセンター」の立上げ訓練や、運営マニュアルの見直しを行います。また町防災計画に基づき、福祉避難所（ふれあいセンター）運営への協力体制を強化します。</p>
--	---

● 幼児の健全育成と子育て支援

施策・事業	<p>◇ファミリー・サポート・センター事業（町委託事業）</p> <p>子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（援助会員）が会員として登録し、有償で行う住民相互の援助活動として、地域での子育て支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会員の募集、登録</li> <li>援助活動の調整</li> <li>安心して活動するための講習会や会員交流会の開催</li> </ul>
-------	--

(2) 生活支援事業の推進

生活支援事業は、利用者の権利擁護を支援活動の中心に据え、地域でお互いに顔の見える支え合い活動の構築に向けた施策・事業を推進します。

相談支援については、住民の生活課題に関わる身近な相談窓口として本人に寄り添うとともに、複雑化した支援ニーズには、ケース検討会議などを開催しながら多機関協働による支援活動を行います。

● 相談支援体制の充実

施策・事業	<p>◇相談機能の強化－重層的支援体制整備事業への移行準備事業（町委託事業）－</p> <p>社協が実施する各種相談事業と、多機関との協働・連携体制の構築を図ることで、制度の狭間にいる方や複合的な困り事を抱える世帯等の相談支援に努めます。</p> <p>また個別の支援ニーズから、地域で支え合うために必要な関係づくりや、地域づくりにも活かせるように個別支援と地域支援との一体的な展開に努めます。</p> <p>◇フードレスキューの機能充実と発展的な事業展開</p> <p>生活困窮者等を対象とした食料支援とともに、企業や団体等と連携した食料提供の仕組みづくりや、バザーの開催などによりボランティアや地域とのつながりを強化します。</p>
-------	--

● 障がい児・者への社会参加と生活支援

施策・事業	<p>◇権利擁護事業</p> <p>成年後見制度の活用支援、障がい者虐待の防止・早期発見のための地域支援体制づくり、消費者被害防止のための情報提供など、権利擁護に必要な支援を行います。</p>
-------	--

(3) ふれあいセンターの管理運営（町指定管理期間：令和3年度から令和5年度）

ふれあいセンターは、浴場設備・児童館等の機能を持つ、乳幼児から高齢者まですべての町民の皆様が利用できる福祉総合施設です。より多くの町民の皆様にご利用いただけるよう、施設が持つ機能・特徴を最大限に活かし、来館者の声を形にし、指定管理者として福祉と経営の視点を大切に、堅実な管理運営と諸事業の充実化を図ります。

施策・事業	◇ふれあいセンター事業運営委員会の開催〔定例開催月：5月〕 ◇社会福祉協議会係間での関係強化・連携を基盤とした事業の展開
-------	---

(4) 事務局運営の充実強化

各種事業を安心して実施・利用していただけるように、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大防止に必要な社協施設の環境整備に努めます。住民への広報・情報提供の充実を図るとともに、多様な関係者・団体の参加及び協力を得られる仕組みづくりを行います。

また、地域ニーズに応じた地域福祉施策・事業を着実に推進するための将来展望を描きつつ、計画的な発展及び強化に向けた組織体制づくりを行います。

● 事務局運営体制と機能の充実

施策・事業	◇地域福祉活動拠点整備事業 社会福祉協議会の施設が、地域福祉関係者の活動拠点や交流の場となるよう、ボランティアをはじめ人と人が出会いつながりが生まれるための情報や活動の「見える化」に取り組む等、施設整備を行います。 新第2期田原本町地域福祉活動計画の策定 これまでの取り組みの検証を行いながら、地域関係者への聞き取り調査等を実施し、町の地域福祉計画との一体的な策定に取り組めます。 ◇社協の発展・基盤強化 地域福祉を積極的に推進し、複雑多岐・深刻化する生活課題への取り組みに対応していくための基盤整備として、社協の事業展開や組織体制・職員の資質向上・財政基盤等について中・長期的な目標や指針設定に向けた取り組みを行います。
-------	--

● 広報・情報提供機能の充実

施策・事業	◇広報紙「よろこび」発刊事業〔3回/年〕 ◇ホームページの運営、SNSの積極的な活用〔適時更新〕 ◇全戸配布情報紙への活動記事等の掲載〔4回/年〕
-------	---

#### (5) 専門職の派遣による福祉施策の充実

町行政等へ福祉関係有資格者の専門職を派遣することにより、安定と地域に根差した福祉施策への展開及び活性化を図ります。

施策・事業	<p>◇長寿介護課への派遣</p> <p>地域包括支援センター等へ派遣することで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送れるよう、介護・福祉・医療など様々な面から総合的な支援を行うとともに、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の業務を通し、地域包括ケアシステムの構築に寄与します。</p> <p>◇健康福祉課への派遣</p> <p>健康福祉課に設置された福祉の総合相談窓口へ派遣し、複合化した課題にも的確に対応していくための相談支援体制の構築に寄与します。</p>
-------	---

【Ⅲ】 令和4年度主要事業の概要【表記方法：◇各施策・事業名、〔 〕 実施時期等】

該当項目等	事業内容
(1) 地域福祉活動の推進 1. 地域での「支え合い・助け合い」活動の促進	◇地域のつながり強化支援（町委託事業） ・生活支援ニーズ、潜在的課題の把握と共有 ・支え合いの地域づくり活動の普及啓発 ◇生活支援サービスの充実（町委託事業） ◇災害時の支援協力体制の強化
2. 福祉教育の充実	◇福祉教育推進連絡会の運営 ・福祉教育に関する研修会や意見交換会（町教育委員会担当職員、小・中学校の福祉教育担当教諭） ◇学校ボランティア活動や福祉教育への支援（小学校5校、中学校2校、高等学校1校、高等養護学校1校） ・福祉教育に関する講演会や体験学習などへの職員派遣 従来からの車いす・アイマスク体験等に加え、地域包括支援センターとの協働による「認知症サポーター養成講座」の活用等、多様な視点と年代に応じた体系的な福祉教育の推進に努めます。
3. 幼児の健全育成と子育て支援	◇幼児教室（町委託事業）〔実施回数：10回/年〕 友達とふれあい、共に成長する機会を提供するとともに、保護者が抱える悩みの相談にも応じます。（対象：2歳児とその保護者） ◇ファミリー・サポート・センター事業（町委託事業）
4. 高齢者の見守りと地域づくり	◇福祉給食・見守り事業〔実施回数：48回/通年〕 一人暮らし高齢者等を対象に調理・配食を通じた見守り活動を実施します。対象者の方の体調や状況の変化に目を配り、必要に応じて関係機関につなげます。
5. ボランティア活動支援	◇ボランティアセンター運営強化（相談・ニーズ調整・情報提供） ボランティアを必要としている方々や福祉施設・団体などのニーズの掘り起こし等を行い、ボランティア活動者とマッチングする機能を強化します。 また、ボランティア活動者や希望者に対し関連する研修会や体験機会などの情報提供を行います。 ◇ボランティア団体活動助成 安定的な運営により地域に根差した活動を行っていくことを目的とし、活動費の助成や相談支援などを行います。 ◇レクリエーション物品貸出事業（ふれあいセンターと連携） 住民主体による集いの場等で使用できるゲームや体操用具等の貸し出しを行い、地域での福祉活動の活性化を支援します。
6. 福祉を身近に感じる機会づくり	◇住民参加事業（田原本町共同募金委員会との連携事業） ボランティア団体や地域の関係者との協働により、子どもとその家族が気軽に楽しみながら、身近な福祉に触れる場として家族で参加できる行事を開催します。

	7. 福祉関係団体活動支援	<p>◇団体事務局〔9 団体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田原本町共同募金委員会</li> <li>・ 田原本町老人クラブ連合会</li> <li>・ 田原本町ボランティア連絡協議会</li> <li>・ 田原本町遺族会</li> <li>・ 「英霊にこたえる会」田原本町支部</li> <li>・ 田原本町民生児童委員協議会</li> <li>・ 田原本町身体障害者福祉協会</li> <li>・ 田原本町母子寡婦福祉会</li> <li>・ 磯城郡遺族会</li> </ul> <p>団体事務局として、各団体の円滑な運営を支援するとともに、団体活動を通じて地域福祉の推進に努めます。</p>
	8. 磯城郡地域福祉推進事業	<p>◇磯城郡社会福祉協議会への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郡域ボランティア団体活動への助成、郡域福祉団体への助成等を協働して行います。</li> </ul>
生活支援事業の推進	1. 相談支援体制の充実	<p>◇心配ごと相談事業〔月 1 回（原則第 4 木曜日）、13:00～16:00〕</p> <p>◇生活福祉資金貸付事業（県社協連携事業）</p> <p>◇緊急小口資金貸付事業（善意銀行への寄附金を原資として実施）</p> <p>◇フードレスキューの機能充実と発展的な事業展開（県社協等との連携による物資提供等により実施）</p> <p>◇日常生活自立支援事業（県社協委託事業）</p> <p>認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など生活に不安を抱えている方に対し、福祉サービスの利用に関することや日常的な金銭管理についての支援を行います。</p> <p>◇相談機能の強化（町委託事業）</p>
	2. 障がい児・者への社会参加と生活支援	<p>◇障がい児レクリエーション事業（町委託事業）</p> <p>ボランティアの協力を得て、療育手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳を所持する児童を対象に、社会参加及び参加者の交流活動を実施します。</p> <p>◇ほのぼのサロン&amp;カフェの開催（社福）萌との共同開催</p> <p>主に精神障がい者を対象に、集いと交流の場を提供し社会参加の促進と、暮らしやすいまちづくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サロン〔毎月 1 回〕:レクリエーション等のグループ活動</li> <li>・ カフェ〔毎月 1 回〕:個人でも思い思いに過ごせるよう配慮した場の提供</li> </ul> <p>◇権利擁護事業</p> <p>◇障害者等相談支援事業（町委託事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者特定相談支援事業</li> <li>・ 障害者一般相談支援事業</li> </ul> <p>◇磯城郡地域自立支援協議会への積極的な参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営委員会、生活支援部会、相談支援部会等への参画</li> </ul>
	3. 福祉用具等貸出事業	<p>◇福祉用具（電動ベッド、車椅子、送迎車両）貸出事業</p> <p>既存の制度では利用対象とならない方々への支援と、その安定的な運営を図ります。</p> <p>◇3 人乗り自転車貸出事業（町委託事業）</p> <p>子育て世代を支援するため、2 人の幼児とともに乗車できる 3 人乗り自転車を貸与します。</p>

(3) ふれあいセンターの管理運営	1. 住民の憩いの場づくり	<p>◇浴場の運営</p> <p>衛生管理の観点から清掃及び消毒に取り組み、楽しみながら健康増進を目的としたイベント風呂（ひのき湯・ゆず湯）等を定期的に開催します。</p> <p>◇喫茶コーナーの運営（ボランティア協力による運営）</p> <p>ボランティアグループとの連携・協働により運営。来館者同士、子育て世代の利用も促進し、自然と世代間交流ができるコミュニティースペースとなるよう努めます。</p>
	2. 交流事業	<p>◇世代間交流事業〔年2回程度〕</p> <p>乳幼児から高齢者まで様々な世代が利用する施設の特徴を活かし、来館者同士の交流が図られるような事業を実施します。コロナ禍でも実施可能な企画を来館者のニーズを拾い反映させるプロセスを大切に、検討・実施に努めます。</p> <p>◇ボランティア活動の推進</p> <p>住民が経験や趣味などを活かしながら参画できる機会づくり（創作活動の講師、センター事業の運営協力等）に努めます。</p>
	3. 児童館事業	<p>◇親子のつどい事業開催〔月1回程度〕</p> <p>乳幼児・未就園児等を対象に、段階に応じた遊びを提供し、健全な成長と発達の支援を行います。また、保護者とのコミュニケーションを通じ、子育て中の親のニーズの把握し、事業展開に反映させるよう努めます。</p> <p>◇子育て支援事業〔月1回程度〕</p> <p>子育て中の親を対象に、育児中に感じる不安や孤独感の軽減を図り、リフレッシュする機会や、親自身も楽しみや学び、繋がりや癒しを得られる時間を作り、心身ともに健やかに育児をできるよう子育て支援事業を検討・実施します。</p> <p>実施にあたっては、子育て経験、資格を持つボランティアと協働し、ボランティアの活躍の場ともなるよう努めます。</p> <p><b>新</b>出張児童館の開催〔月1回程度〕</p> <p>児童館の構造上やコロナ禍等の制限により、センター内では充足できない、体を動かして遊びたいというニーズ等に対して、センター以外での身体活動や児童館活動について検討・実施します。中・高生の居場所としての運用も併せてできるよう検討します。</p> <p>◇学習支援〔月1回程度〕</p> <p>主に小学生（低学年）を対象として、宿題を中心とした学習支援を行います。ボランティア協力のもと、子ども同士相互で助け合い取り組む仕組みづくりにも努めます。</p>
	4. 高齢者・障がい者支援事業	<p>◇ふれあいフリーイベント〔随時〕</p> <p>手芸・健康、その他暮らしに役立つ教室を、どなたでも参加可能なイベントとして開催し居場所づくり・役割づくりを目的とした事業を行います。</p> <p>◇介助浴室の活用</p> <p>既存の介護・障がいサービスだけでは充足できない入浴ニーズに対し、介助浴室活用に努めます。町内事業所等に介助浴室について周知し、利用促進</p>

		<p>を図ります。</p> <p>◇障がいを持つ人たちの社会参加の場づくり〔週2回程度〕</p> <p>障がい福祉サービス事業所に対し物品販売の場の提供することで、社会参加に寄与します。</p>
	5. センター機能充実のためのニーズ調整及び連携・体制強化	<p>◇来館者に対するニーズ調査</p> <p>来館者とのコミュニケーションや、ホワイトボードなどを活用し、ニーズを発信しやすい調査方法を検討・実施します。いただいた声についてはセンターとしてコメントの返信や事業・運営に反映させ、来館者の満足度の向上に努めます。</p> <p>◇新規来館者の獲得に向けた調査</p> <p>現在来館されていない町民に向けアンケートを実施、ニーズを拾うことで、センターの役割を見直し、新たな利用につながるよう努めます。</p> <p>◇地域ネットワークにおけるセンターの役割確立と連携</p> <p>子育て・障がい・介護の各関係機関との連携をはかり、それぞれのネットワークにおけるセンターの役割を確立できるよう各種ネットワーク会議等に積極的に参画します。</p> <p>◇社会福祉協議会係間との情報共有・連携強化</p> <p>センターを含む社会福祉協議会の係・職員間で得た地域住民のニーズ等や情報などを共有し、よりニーズや社会情勢等に即した事業や居場所づくりが展開できるよう努めます。また、事業展開の際は当事者やボランティアの活動の促進にもつながるよう実施します。</p> <p>◇業務継続体制の構築</p> <p>新型コロナウイルス感染症等流行時の円滑な運営体制を確保するために、緊急時の職員勤務体制の構築に努めます。</p>
	6. 情報発信	<p>◇多様な情報提供媒体の積極的活用</p> <p>従来の紙媒体での情報発信に加えて、時代背景に沿った SNS 等の活用を通じ、より多くの方へセンターの周知を図ります。</p>
(4) 事務局運営の充実	1. 事務局運営	<p>◇理事会及び評議員会の円滑運営</p> <p>◇地域福祉活動拠点整備事業</p> <p>新第2期田原本町地域福祉活動計画の策定</p> <p>◇社協の発展・基盤強化</p> <p>◇職員のスキルアップ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の社会福祉に関する資格等の取得を積極的に支援し、事務局の専門職体制の充実を図ります。</li> <li>・職員の資質向上、意欲・能力を引き出す環境の整備に取り組みます。</li> </ul> <p>◇社協賛助会員の拡充</p> <p>◇実習生等の受け入れへの協力</p> <p>社会福祉士などの福祉専門職資格の取得に必要な社会福祉現場実習の受け入れ先として協力します。</p>
	2. 広報・情報提供機能	<p>◇広報紙「よろこび」発刊事業〔発行予定月：7、10、2月〕</p> <p>社協活動のPRと支え合い</p>

		<p>の地域福祉活動に関する情報発信を行うことで、住民参加の意識を醸成します。また、住民の皆様にとってより分かりやすく、関心を持っていただけるような創意工夫に努めます。</p> <p>◇ホームページの運営</p> <p>見る側の視点に立った、分かりやすく使いやすいホームページになるよう、その管理運営に努めます。また、より多くの年代へ活動の PR ができるよう SNS 等の積極的な活用を図ります。</p> <p>◇その他の社協周知活動</p> <p>全戸配布されている情報紙「田原本ダイスキ！」に社協事業等の紹介記事を掲載することで、より幅広い世代の方に社協を周知し、新たなニーズの把握や困りごとの解決に寄与するよう取り組みます。</p>
--	--	--